

国民健康保険税は

医療費などを補助する大切な財源

国民健康保険(国保)は、病気やけがに備えて加入者がお金(保険税)を出し合い、医療費などを補助する「助け合いの制度」。皆さんが納める保険税は、国の負担金などと共に大切な財源です。

本年度分の納税通知書は6月中旬に郵送します。必ず納期内に納めましょう。

忘れずに納めてね



旭市イメージアップ
キャラクター
「あさピー」

納税義務者は世帯主

国保は世帯単位で加入します。そのため保険税の納税義務者は、世帯の代表者である世帯主となります。国保に加入していない世帯主であっても、世帯内に加入者がいる場合は課税されます。

税率および課税方法

税率は別表のとおりです(前年度と変更なし)。加入者それぞれの所得割、資産割、均等割を計算した額に、平等割を加えた合計額が世帯主に課税されます。

また医療分、後期高齢者支援金は全ての加入者、介護分は40歳以上65歳未満の加入者が対象となります。

保険税の軽減(減額)

●所得が一定額以下の世帯

前年所得が一定額以下の場合、均等割、平等割を軽減します。6割軽減/世帯主と国保加入者

4割軽減/世帯主と国保加入者の前年所得の合計が、33万円+国保加入者数(世帯主を除く)×24・5万円以下

※申告をしていない人がいる世帯は対象外。前年の所得がなくとも申告を行ってください。

●倒産や解雇などで離職

65歳未満の人で倒産や解雇などにより離職し、雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者となった場合、申告により保険税を最大で2年間軽減します。

※申告は保険年金課と各支所で行えます。雇用保険受給資格者証(ハローワークで発行)と印鑑を持参してください。

●後期高齢者医療制度への移行に伴う負担緩和措置

●国保から移行
後期高齢者医療制度に移行し

●社会保険などからの移行

社会保険などの加入者が、後期高齢者医療制度に移行したことで、扶養になっていた人が国保に加入する場合、保険税の減免対象となる場合があります。

●普通徴収(納付書、口座振替)

納付書に記載のある金融機関やコンビニエンスストアなどの納付、口座振替での納付になります。6月から翌年1月まで、8回に分けて納めます。

●特別徴収(年金大引き)

年金収入額や世帯の国保加入

●保険税を滞納すると

納期限を過ぎても納付されないと、督促・催告を受け保険証の有効期限が短くなる場合があります。さらに滞納が続く場合は、医療費が全額自己負担になります。財産の差し押さえなどを受けたりすることもあります。

やむを得ない事情で納付が困難な場合は、相談してください。

●問い合わせ先

●課税の内容

税務課課税班

●納税の相談

税務課収税班

☎ 62・5321

☎ 62・5322

【別表】国民健康保険税の税率

課税区分		医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割額	(前年の所得-33万円)×税率	6.5%	1.5%	1.2%
資産割額	土地と家屋の固定資産税額×税率	30.0%	—	—
均等割額	加入者1人当たり	12,000円	12,000円	12,000円
平等割額	1世帯当たり	20,000円	—	—
課税限度額	世帯に課税される上限の額	47万円	12万円	9万円